

## ○岐阜アリーナ条例

昭和四十年三月二十六日条例第三号

改正	昭和四二年	三月二二日	条例第一〇号	昭和四八年	七月一八日	条例第三一号
	昭和五三年	三月三〇日	条例第八号	昭和五四年一〇月	九日	条例第二四号
	昭和五六年	三月二五日	条例第一三号	昭和六一年	三月二八日	条例第一三号
	平成元年	三月二八日	条例第八号	平成元年一二月	二六日	条例第二五号
	平成二年	三月三〇日	条例第一〇号	平成二年	三月三〇日	条例第一三号
	平成七年	三月二三日	条例第四号	平成九年	三月二五日	条例第五号
	平成一〇年	三月二四日	条例第一五号	平成一一年	三月一六日	条例第一七号
	平成一二年	三月二四日	条例第二号	平成一二年	三月二四日	条例第一八号
	平成一五年	三月一九日	条例第一四号	平成一七年一〇月	六日	条例第六三号
	平成二〇年一〇月	一五日	条例第四七号	平成二六年	三月二〇日	条例第九号
	平成三一年	三月二七日	条例第五号	令和二年	三月二四日	条例第一〇号

岐阜県民体育館条例をここに公布する。

岐阜アリーナ条例

(設置)

第一条 県民の体育、レクリエーションその他の行事及び集会の用に供するため、岐阜市に岐阜アリーナ（以下「アリーナ」という。）を設置する。

(使用の許可)

第二条 アリーナ（附属設備等を含む。以下同じ。）を使用しようとする者は、あらかじめ知事（第九条第三項の規定による指定があつた場合は、指定管理者（同項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。））。以下この条から第四条まで、第六条及び第八条において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可にアリーナの管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、アリーナの使用を許可しないことができる。

一 アリーナの管理上支障があるとき。

二 アリーナを使用させることが適当でないときと認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第四条 知事は、第二条第一項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

二 この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

三 許可を受けた目的以外に使用することが明らかになったとき。

四 アリーナの管理上知事が必要と認めてする指示に従わないとき。

五 詐欺その他不正な行為によりこの条例に基づく許可を受けたことが明らかになったとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、知事が特に必要と認めるとき。

(利用料金)

第五条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第八項の規定により、アリーナの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより知事に申請し、その承認を得なければならない。

(利用料金の納入等)

第五条の二 使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。
- 3 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が必要と認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。
- 4 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、利用料金を減免することができる。

(特別設備)

第六条 使用者は、アリーナに特別の設備をしようとするときは、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

- 2 第二条第二項の規定は、前項の許可について準用する。

(原状回復義務)

第七条 使用者は、アリーナの使用を終了したときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。第四条の規定により使用の許可を取り消されたときも、同様とする。

(遵守義務)

第八条 アリーナを利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、使用者が第二条第一項の許可を受けた目的の範囲内において行う行為は、この限りでない。

- 一 アリーナの施設、設備等をき損し、又は汚損しないこと。
  - 二 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
  - 三 他人に危害又は迷惑を及ぼす物を携帯しないこと。
  - 四 物品を陳列し、若しくは販売し、又は広告等を配布しないこと。
  - 五 火気又は危険物を取り扱わないこと。
  - 六 前各号に掲げるもののほか、知事が指示する事項
- 2 知事は、利用者が前項の規定に違反した場合は、その行為の中止を命じ、これに従わないときは、アリーナから退去を命ずることができる。

(指定管理者の指定)

第九条 法第二百四十四条の二第三項の規定により、アリーナの管理を知事が指定する法人その他の団体に行わせるものとする。

- 2 前項の規定による指定を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより、アリーナの管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添付した申請書を作成し、知事に申請しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による申請が次の各号のいずれにも該当する者のうちから最も適当な者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。
  - 一 県民がアリーナを平等に利用するために必要な措置が講じられていること。
  - 二 アリーナの管理に関する事業計画が、アリーナの適正な管理のために適切なものであること。
  - 三 前号の事業計画の適正な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有する者であること。
- 4 第二項の規定による申請をした者が法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者である場合は、前項の規定による指定をしないものとする。
- 5 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他規則で定める事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(指定管理者の指定の取消し等)

第十条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第三項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 アリーナの管理の業務又は経理の状況に関し、知事が必要と認めてする指示に従わないとき。
- 二 前条第三項各号のいずれかに該当しなくなつたとき。
- 三 第十二条各号に掲げる基準を遵守しないとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

るとき。

- 2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（第五条第一項に規定する利用料金の收受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、知事が臨時にアリーナの管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、知事は、別表に掲げる額の範囲内で知事が定める使用料を徴収する。
- 3 前項の場合にあつては、第五条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

（業務の範囲）

第十一条 アリーナの管理に関し、指定管理者が行う業務の範囲は、第二条から第四条まで、第六条及び第八条に規定するもののほか、次に掲げるとおりとする。

- 一 アリーナの維持管理に関すること。
- 二 利用者への便宜の供与に関すること。
- 三 利用の促進に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。

（管理の基準）

第十二条 指定管理者が行うアリーナの管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 営業及び休業については、次に掲げるとおりとすること。
  - イ 十二月二十九日から翌年の一月三日までを休業日とすること。
  - ロ イに掲げるもののほか、臨時に休業し、又は休業日に業務を行うに当たっては、あらかじめ知事の承認を得ること。
- 二 利用時間については、次に掲げるとおりとすること。
  - イ 午前九時から午後九時までを利用時間とすること。
  - ロ イに掲げるもののほか、利用時間を変更するに当たっては、あらかじめ知事の承認を得ること。
- 三 アリーナの管理に当たつて必要があると認める場合には、あらかじめ知事の承認を得て、アリーナの利用を制限すること。
- 四 アリーナの管理に従事している者又は従事していた者が、当該管理に関して知ることのできた個人に関する情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要な措置を講ずること。

（事業計画書の提出等）

第十三条 指定管理者は、毎事業年度、アリーナの管理に関する事業計画書を作成し、当該事業年度の開始前に、知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（管理の休廃止）

第十四条 指定管理者は、やむを得ない理由によりアリーナの管理の業務を休止し、又は廃止するときは、あらかじめ知事の承認を受けるものとする。

（公示）

第十五条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 第九条第三項の規定による指定をしたとき。
- 二 第九条第五項の規定による届出があつたとき。
- 三 第十条第一項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
- 四 前条の承認をしたとき。

（過料）

第十六条 第四条の規定による停止の命令又は第八条第二項の規定による退去の命令に従わない者は、五万円以下の過料に処する。

（委任）

第十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月岐阜県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

「	岐阜県民体育館	岐阜市	体育、レクリエーションその他の行事及び集会の用に供するための施設	」
---	---------	-----	----------------------------------	---

を削る。

- 3 岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十年二月岐阜県条例第一号）の一部を次のように改正する。

付則第二項及び第三項を削る。

付 則（昭和四十二年三月二十二日条例第十号）

- 1 この条例は、昭和四十二年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際知事がこの条例による改正前の岐阜県民体育館条例の規定に基づいて行なつた処分で現に効力を有するものは、教育委員会が改正後の同条例の規定に基づいて行なつた処分とみなす。

附 則（昭和四十八年七月十八日条例第三十一号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、既に改正前の岐阜県民体育館条例の規定により、使用の許可を受けている者に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十三年三月三十日条例第八号）

この条例は、昭和五十三年五月一日から施行する。

附 則（昭和五十四年十月九日条例第二十四号抄）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十六年三月二十五日条例第十三号）

この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十一年三月二十八日条例第十三号）

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（平成元年三月二十八日条例第八号抄）

改正

平成元年一二月二六日条例第二五号

平成二年三月三〇日条例第一〇号

平成二年三月三〇日条例第一三号

（施行期日）

第一条 この条例は、規則で定める日から施行する。（平成三年七月規則第六十号で、同三年十月一日から施行）

附 則（平成元年十二月二十六日条例第二十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年三月三十日条例第十号抄）

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成二年三月三十日条例第十三号抄）

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成七年三月二十三日条例第四号）

- 1 この条例は、平成七年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成九年三月二十五日条例第五号）

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成十年三月二十四日条例第十五号）

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月十六日条例第十七号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

（岐阜県証紙条例の一部改正）

2 岐阜県証紙条例（昭和三十九年岐阜県条例第六号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成十二年三月二十四日条例第二号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月二十四日条例第十八号）

この条例は、平成十二年七月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月十九日条例第十四号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年十月六日条例第六十三号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の第九条第三項の規定による指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成二十年十月十五日条例第四十七号）

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十日条例第九号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十七日条例第五号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

附 則（令和二年三月二十四日条例第十号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第五条関係）

区分				金額（一時間につき）		
ホール	専用する場合	スポーツ又は文化事業（職業として行うものを除く。）に利用する場合	入場料等を徴収する場合	五、〇三〇円		
			入場料等を徴収しない場合	二、五二〇円		
		その他に利用する場合	営利を目的としない場合	入場料等を徴収する場合	土曜日、日曜日及び休日	三三、〇〇〇円
				入場料等を徴収しない場合	その他の日	二七、四五〇円
			営利を目的とする場合	入場料等を徴収する場合	土曜日、日曜日及び休日	一三、八三〇円
				入場料等を徴収しない場合	その他の日	一二、五七〇円
	専用しない場合	スポーツ（職業として行うものを除く。）に利用する場合	バスケットボールコート一コート分につき		八三〇円	
			バレーボールコート一コート分につき		五六〇円	
			卓球コート一コート分につき		一四〇円	
			バドミントンコート一コート分につき		一七〇円	
		その他の競技に利用する場合は一コート分につき	一、七六〇円を当該競技に利用可能なコートの総数で除して得た額			
その他に利用する場合	その他に利用する場合	ホールの二分の一を利用する場合		八三〇円		
		ホールの四分の一を利用する場合		四二〇円		
附属設備等	知事が定める附属設備等			知事が定める額		

## 備考

- 一 ホールの照明設備を利用する場合の額は、知事が別に定める額を加算した額とする。
- 二 知事が定める附属設備等以外の器具等を利用する場合の額は、電力その他の消費量に応じて、知事が別に定める額を加算した額とする。
- 三 利用時間に一時間に満たない端数があるときは、これを一時間として計算する。
- 四 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日をいう。